

＝飼育動物診療施設開設届出の手続きについて＝

【概要】

飼育動物の診療施設を開設した場合は獣医療法の規定により、開設届けの手続きをしていただくこととなります。開設者が個人から法人になる場合や、診療施設の所在地を変更する場合及び同じ場所で診療施設が大幅に変更となった場合は、新規の開設届が必要です。エックス線設備を設置する施設は、詳しい報告をすることになっています。

【飼育動物診療施設開設関係 必要書類まとめ】

○エックス線装置を利用する診療施設→①～⑨

○エックス線装置を利用しない診療施設→①、②、⑦～⑨

① 開設届け(様式)

② 獣医師免許の写し

③ エックス線装置の概要(様式)

④ エックス線線量測定結果の写し(以下の4カ所)(様式は任意)

1: エックス線診療室、2: 管理区域の境界、3: 診療施設の敷地内の人が居住する区域、4: 診療施設の敷地境界

注: これらの測定遮へい物等の外側の最も近接した点で通常の使用状態で行うものとします。また測定は専門機関等に委託して実施することが望ましいですが自ら行う場合もあります。いずれにしても獣医療法施行規則18条に基づいて測定し、測定位置(見取り図等に記入)、測定機器、測定年月日、測定条件、測定者氏名なども記入しきれないように記載します。

⑤ エックス線装置を使用する室の遮へい物の配置状況

⑥ 診療施設の見取り図(エックス線線量測定ポイントを書き込むため)

⑦ 定款、登記事項証明書等(法人の場合)

⑧ 現行施設の廃止届(様式): 個人→法人や施設の変更に伴う新規申請の場合は必要

⑨ 遅延理由書 法定日数から遅れて手続きする場合(様式)

※開設届 記入注意事項※

(1) 開設者が法人である場合は届出者の欄に法人の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地を記入して法人印を押します。この場合法人は獣医師ではありませんので、“獣医師ではない”にマークをします。

(2)(3)(4)を記入。

(5) 診療施設の概要及び平面図(主要な診療機械等を記載しますが、エックス線装置も含まれます)は、3Pと4Pに記入していただきますが、業者の図面・インターネットの地図等でも結構です。

(6) エックス線装置を設置している施設は、別にエックス線装置に関する構造設備概要及びエックス線量測定結果(写し)も添付してください。

(7)(8) 管理者の住所氏名、診療に従事する獣医師の氏名、登録番号などを記入します。各獣医師の獣医師免許証を添付してください。

(9) 主な診療対象が牛、馬、鶏等畜産に関係する場合は産業動物に、犬、猫、小鳥等あれば、小動物に、その他はその他にマークを付けてください。

(10) 往診のみによって診療業務を行う場合は(10)その他の欄にその旨を記載してください。

(11) 麻薬及び向精神薬の取扱いについて記入してください。

(12) 法人の場合、定款、登記事項証明書等を添付してください。